

津別町 特定不妊治療費（先進医療）助成のご案内

津別町では不妊治療を受けているご夫婦の経済的負担の軽減のため、費用の助成を行っています。

対象となる方

次のすべてに該当する方が対象となります。

- 治療終了時および申請時に夫婦のいずれかが津別町に住所を有する方
- 治療開始時の女性の年齢が43歳未満の夫婦（事実婚を含みます）
- 他の市町村で同一の治療に対し、助成を受けていない方



対象となる治療

健康保険で受けた体外受精、顕微授精、男性の不妊手術と併用して行った先進医療

- SEET法、タイムラプス、子宮内膜スクラッチ、PICSI、ERA、EMMA/ALICE、二段階胚移植法、子宮内フローラ検査、ERPeak、IMSI、Zymot、タクロリムス投与療法、着床前胚異数性検査
- 上記の先進医療は厚生労働省が定めるため追加、削除の可能性があります。最新はこちらで確認してください。

厚生労働大臣が定める先進医療実施医療機関

検索

助成の回数

- 治療開始時の女性の年齢が40歳未満 → 1子ごとに通算6回まで
- 治療開始時の女性の年齢が40歳から43歳未満 → 1子ごとに通算3回まで

助成額

- 治療費は、先進医療費の自己負担額の7割とし、上限は35,000円
- 交通費は、自宅から病院まで片道25キロを超える場合、1回の治療につき受診5回分まで。距離に応じて一部助成（例 札幌往復 8,360円）
- 証明書の作成文書料、宿泊料は対象になりません



申請の方法

- 1回の特定不妊治療が終了するごとに1回の申請が必要です。
- 治療が終了した日から**6か月以内**に申請をしてください。
- 必要な書類は次のとおりです。
 - 津別町特定不妊治療費（先進医療）助成交付申請書（津別町ホームページからダウンロード可）
 - 津別町特定不妊治療費（先進医療）助成事業受診等証明書（同上）
 - 先進医療分の領収書
 - 自宅から病院まで移動したことがわかる書類（交通費の領収書や治療期間中の医療機関の領収書等）
 - 事実婚関係に関する申立書（ホームページからダウンロード可）※申立書はそれぞれの自署であること
 - 夫婦の一方が町外在住の場合は町外の方の本人確認書類のコピー
（本人確認書類…氏名、住所、顔写真がわかるもの）

